

附則第二条第二項による改正後の労働安全衛生規則

○労働安全衛生規則 抄

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(メインロープ等の強度等) 第五百三十九条の三 事業者は、メインロープ、これを支持物に繋結する ための繋結具、身体保持器具及びこれをメインロープに取り付ける ための接続器具(第五百三十九条の五第二項第四号及び第五百三十九 条の九においてこれらを「メインロープ等」という。)については、 十分な強度を有するものであつて、著しい損傷、摩耗、変形又は腐食 がないものを使用しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、メインロープ及び身体保持器具について は、第二号から第四号までに定める措置を講じなければならない。 一 (略)</p> <p>二 メインロープは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降 するため十分な長さのものとすること。 三 突起物のある箇所その他の接触することによりメインロープが切 断するおそれのある箇所(次条第四号及び第五百三十九条の五第二 項第六号において「切断のおそれのある箇所」という。)に覆いを</p>	<p>(メインロープ等の強度等) 第五百三十九条の三 事業者は、メインロープ、ライフライン、これら を支持物に繋結するための繋結具、身体保持器具及びこれをメインロ ープに取り付けるための接続器具(第五百三十九条の五第二項第四号 及び第五百三十九条の九において「メインロープ等」という。)につ いては、十分な強度を有するものであつて、著しい損傷、摩耗、変形 又は腐食がないものを使用しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、メインロープ、ライフライン及び身体保 持器具については、次に定める措置を講じなければならない。 一 メインロープ及びライフラインは、作業箇所の上方にある堅固な 支持物(以下この節において「支持物」という。)に繋結すること 。この場合において、メインロープ及びライフラインは、それぞれ 異なる支持物に、外れないように確実に繋結すること。 二 メインロープ及びライフラインは、ロープ高所作業に従事する労 働者が安全に昇降するため十分な長さのものとすること。 三 突起物のある箇所その他の接触することによりメインロープ又は ライフラインが切断するおそれのある箇所(次条第四号及び第五百 三十九条の五第二項第六号において「切断のおそれのある箇所」と</p>

設ける等メインロープの切断を防止するための措置（同号において「切断防止措置」という。）を講ずること。

四（略）

（調査及び記録）

第五百三十九条の四 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、墜落又は物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について次の事項を調査し、その結果を記録しておくなければならない。

一（略）

二 メインロープを緊結するための堅固な支持物（次条第二項第三号及び第七号において「支持物」という。）の位置及び状態並びにそれらの周囲の状況

三・四（略）

（作業計画）

第五百三十九条の五（略）

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。
い。

一・二（略）

三 メインロープを緊結するための支持物の位置

いう。）に覆いを設ける等これらの切断を防止するための措置（同号において「切断防止措置」という。）を講ずること。

四 身体保持器具は、メインロープに接続器具（第一項の接続器具をいう。）を用いて確実に取り付けること。

（調査及び記録）

第五百三十九条の四 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、墜落又は物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について次の事項を調査し、その結果を記録しておくなければならない。

一 作業箇所及びその下方の状況

二 メインロープ及びライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置及び状態並びにそれらの周囲の状況

三 作業箇所及び前号の支持物に通ずる通路の状況

四 切断のおそれのある箇所の有無並びにその位置及び状態

（作業計画）

第五百三十九条の五 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。
い。

一 作業の方法及び順序

二 作業に従事する労働者の人数

三 メインロープ及びライフラインを緊結するためのそれぞれの支持

四 (略)

五 使用するメインロープの長さ

六 (略)

七 メインロープを支持物に繋結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止するための措置

八・九 (略)

3 (略)

(作業指揮者)

第五百三十九条の六 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

一 第五百三十九条の三第二項第二号から第四号まで及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第

号)附則第二条第一項の措置がこれらの規定に適合して講じられて
いるかどうかについて点検すること。

二 (略)

(安全帯の使用)

第五百三十九条の七 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に安全帯を使用させなければならない。

2 前項の安全帯は、メインロープに取り付けなければならない。

3 (略)

物の位置

四 使用するメインロープ等の種類及び強度

五 使用するメインロープ及びライフラインの長さ

六 切断のおそれのある箇所及び切断防止措置

七 メインロープ及びライフラインを支持物に繋結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止するための措置

八 物体の落下による労働者の危険を防止するための措置

九 労働災害が発生した場合の応急の措置

3 事業者は、第一項の作業計画を定めるときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(作業指揮者)

第五百三十九条の六 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

一 第五百三十九条の三第二項の措置が同項の規定に適合して講じられて
いるかどうかについて点検すること。

二 作業中、安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

(安全帯の使用)

第五百三十九条の七 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に安全帯を使用させなければならない。

2 前項の安全帯は、ライフラインに取り付けなければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、安全帯の使用を命じられたとき

は、これを使用しなければならない。